

# 総目次

## 〈第1巻〉

- 第1章 総 則
- 第2章 組織・管理体制
- 第3章 財務に関する一般的事項
- 第4章 公営企業会計
- 第5章 予 算
- 第6章 出 納
- 第7章 決 算
- 第8章 資産の取得・管理及び処分・契約
- 第9章 職員の身分取扱
- 第9章の2 職員の給与
- 第10章 企業の経営形態
- 第11章 公営企業の経営の健全化

## 〈第2巻〉

- 関係法令
- 資 料

## 目次

## 第1章 総則

|  |      |
|--|------|
| ○地方公営企業法の目的について説明せよ                        | 45   |
| ・地方公営企業法の成立経緯について説明せよ                      | 46   |
| ・地方公営企業法制定の意義について説明せよ                      | 47   |
| ○地方公営企業の意義について説明せよ                         | 49   |
| ○地方公営企業法と他の法令との関係について説明せよ                  | 55   |
| <b>実例等</b> 法適用の時点と設立許可(昭和52年2月9日)          | 57   |
| 工業用水道事業への法適用時期(昭和40年11月26日)                | 58   |
| <b>判例</b> 不法占拠者に対する給水義務(昭和42年2月28日)        | 58   |
| ○地方公営企業とは何か                                | 61   |
| <b>実例等</b> 国民宿舎における宿泊料等の性格(昭和51年10月19日)    | 61   |
| 農業集落排水事業の公営企業としての取扱い                       | 61の2 |
| ○地方公営企業と公益事業の関係について説明せよ                    | 62   |
| ○地方公営企業法の適用を受ける企業の範囲について説明せよ               | 65   |
| <b>通知</b> 地方公営企業法の一部を改正する法律等の施行について(抄)     | 70   |
| <b>実例等</b> 地方公営企業法適用事業の単位(昭和29年2月9日)       | 72   |
| 国から経営を委託された病院事業に対する法の適用(昭和39年3月31日)        | 73   |
| 地方公営企業の附帯事業                                | 73   |
| 公営ガス事業がボンベ供給によるプロパンガスの販売を兼営すること(昭和35年4月7日) | 73の2 |
| 上水道事業の附帯事業としての植物園経営(昭和37年6月7日)             | 73の3 |

地方公営企業とは何か

総 説

地方公営企業とは、①地方公共団体が、②直接地域住民の福祉の増進を目的として、③経営する企業である。

この定義を分説すると、

①事業の主体は、地方公共団体である。従つて、地方公共団体以外の法人等が行う事業は地方公営企業ではない。

②事業の目的は、直接地域住民の福祉の増進を図ることである。従つて、地方公共団体が財源確保のために行う競馬等の収益事業は地方公営企業ではない。

③事業の性質は、企業である。一般行政事務に要する経費は権力的に賦課徴収される租税によつてまかなわれるのに対して、地方公営企業は財貨又はサービスの対価たる料金収入によつて維持されることとなる。

〔照会・回答〕

○国民宿舎における宿泊料等の性格

(昭和51年10月19日  
公営企業第一課回答)

**問** 市が経営する国民宿舎(条例財務適用)の料金である宿泊料、結婚式場借上料及び美容師等あつせん料等の性格をどのように考えたらよいか。

**答1** 宿泊料、結婚式場の借上料については、公の施設の使用料に該当するので条例で定める必要がある。

2 美容師等あつせん料等は、私法上の契約に基づく対価と考えられるので、管理者が決定できるものである。

**論点** 地方自治法上の使用料、手数料に該当するかどうか。

**理由**

1 宿泊料、結婚式場の借上料は、公の施設の利用について徴収する

使用料にあたる（地方自治法第225条）。

したがって、地方自治法第228条により使用料として条例で定める必要がある。

- 2 美容師等あつせん料等は、地方自治法第227条に規定する手数料ではなく、私法上の契約としてみるべきである。

その理由は次のとおりである。地方公共団体の行政上の必要のためにする事務以外で、行政団体としての地方公共団体が住民に対する関係において事務を行う場合（例えば、身分証明、印鑑証明、公簿閲覧等）に、その手数料を徴収するために、条例を定めることが地方自治法第228条で規定されているが、国民宿舎の美容師等あつせん料等は私法上の契約に基づく対価と考えることが適切である。

- 3 したがって、美容師等あつせん料等は、条例で決定する必要はなく、公営企業の業務に関する契約締結に関する管理者の権限に基づいて決定すべきであると考えられる。

- 4 美容師等あつせん料とは、利用客が結婚披露宴を行う場合、国民宿舎に美容師、貸衣装業者、写真屋等の紹介、依頼に対し徴収するものである。

当該国民宿舎の実態は、国民宿舎が各々の業者と随意契約を締結し、利用客紹介料として、各々の業者から一定料金を徴収するものである。

〔公企一九五〕

○農業集落排水事業の公営企業としての取扱い

問 昭和61年度から、「農業集落排水事業」が下水道事業として位置付けられたが、その理由及びこれに対する起債措置如何。

答 「農業集落排水事業」とは、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持を図り、同時に公共用水域の水質を保全することを目的として実施される事業で、国の予算においては「農山漁村地域整備交付金」及び「地域再生基盤強化交付金」の1工種として行われるものがある。

六一〇二

農業集落排水事業は、従来、普通会計に属する事業として位置付けられてきたが、

- ① 本施設は、永続して住民にサービスを提供することが予定されているが、利用者が特定されており、その利用量を計測することも比較的容易であり、利用者から対価を徴収して財源に充てることとされている。したがって、まさに公営企業としての性質を有するものである。
- ② 一方、今後、本事業の供用開始地区が増加していくと、市町村への過大な負担が発生する恐れもあるので、本事業を公営企業として位置付け、適正な使用料を徴収することにより、採算性を確保する必要がある。
- ③ また、下水道整備の推進を図るに当たっては、それぞれの地域の実情に合った方策を検討する必要がある、この見地から本事業の活用が図られるべきである。

等の理由により、昭和61年度から農業集落排水事業を公営企業として位置付け、一定の要件のもとに下水道事業債の対象とされた。(なお、漁業集落排水施設についても、同様の理由により、平成元年度から一定の要件のもとに下水道事業債の対象とされた。)

農業集落排水事業の起債の対象範囲は補助事業に係る施設及び単独事業に係る施設であり、その充当率は補助事業については補助対象事業費から国庫補助金を除いた地方負担額の100%、単独事業については対象事業費の100%とされている。

また、農業集落排水事業に係る起債については、特別会計により経理されているものに限られている。

なお、農業集落排水事業は、公営企業として位置付けられているので、使用料条例が設けられ、適正な使用料が徴収されることが必要とされる。